

別表1（第2条：森林とのふれあい推進事業関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	植栽準備，会場設営，作業介添え等 1人1日当たり6,000円以内
報償費	講師謝金等 内部講師1人1日当たり5,000円以内 外部講師1人1日当たり10,000円以内
旅費	講師旅費等 講師1人1回（往復）当たり4,000円以内 （特別な場合を除く）
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，広告費，保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，車輛借上料，作業機械等借上料等

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表2（第2条：木とふれあう環境づくり推進事業（木造施設等の整備）関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	設計・製作に必要な労務費
備品購入費	製品の購入に要する経費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	広告費，通信運搬費等
委託料	製作等の委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等
工事請負費	製作に係る工事請負費
原材料費	原材料，資材等の購入費
その他	別途協議

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表3（第2条：木とふれあう環境づくり推進事業（木製品の開発及び普及）関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	木製品の開発普及に必要な労務費
報償費	アドバイザー等に対する謝金
旅費	アドバイザー等に対する旅費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	広告費，通信運搬費等
委託料	委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等
工事請負費	開発に係る工事請負費
原材料費	原材料，資材等の購入費
備品購入費	事業執行上必要で，かつ，汎用性のないもの
その他	別途協議

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表4（第2条：育ててつなぐ森林づくり推進事業（育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化））関係）

補助対象となる費目	適 要
賃金	会議準備等，普及啓発活動，事業実施打合せ及び準備のための労務費等
報償費	外部講師謝金等
旅費	各種会議，講習会等の委員・講師，事業実施打合せ等に必要の旅費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費等
使用料及び賃借料	会場使用料，林業機械賃借料等

別表 5（第 2 条：里山林等の維持・再生事業（里山林等の機能の維持・再生関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	森林病虫害等に対する防除（薬剤防除，被害木の剪定・除去等），枯損木等の伐採・整理・除去，植栽及び下刈に係る労務費
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，保険料等
委託料	森林病虫害等に対する防除（薬剤防除，被害木の剪定・除去等），枯損木等の伐採・整理・除去，植栽及び下刈に係る業務委託費
使用料及び賃借料	車輛借上料，作業機械等借上料等
原材料費	資材等の購入費

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表 6（第 2 条：里山林等の維持・再生事業（里山林等の協働活動による整備（協働活動））関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	支障木等の伐倒・除去・整理，植栽及び下刈等に係る労務費
報償費	講師謝金等 内部講師 1 人 1 日当たり 5,000 円以内 外部講師 1 人 1 日当たり 10,000 円以内
旅費	講師旅費等 講師 1 人 1 回（往復）当たり 4,000 円以内 （特別な場合を除く）
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，広告費，保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，車輛借上料，作業機械等借上料等
原材料費	資材等の購入費

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表7（第2条関係）

事業区分	事 項	事業種目	工 種	単位	
木とふれあう 環境づくり推 進事業	木造施設等の整備	施設の整備	木造化・内装木質化	施設	
		製品の設置	木製品の設置	点	
	木製品の開発及び普及	木製品の開発及び普及 (一般枠及び学生デザイン活用枠)	木製品の開発及び普及	—	
育ててつなぐ 森林づくり推 進事業	育ててつなぐ再造林 推進	再造林等促進	再造林	ha	
			鳥獣被害防止施設	m	
		保育阻害要因対策	下刈	ha	
		意欲ある森林所有者の再造林等	再造林	ha	
			下刈	ha	
			鳥獣被害防止施設	m	
		推進体制の強化	会議等の開催 普及啓発活動	回	
	一貫作業システム			連携	
	育ててつなぐ間伐推 進(まもり育てる森林 づくり整備)		除伐・つる切り	除伐・つる切り	ha
	侵入竹の除去	侵入竹の除去	ha		
		再生竹の除去	ha		
		機能増進間伐	伐捨間伐	ha	
	育ててつなぐ間伐推 進(健全な森林づくり 整備)	間伐	搬出間伐	ha	
作業路網整備			開設	m	
改良		m			
多様なニーズに 応える森林づく り推進事業	多様なニーズに応え る森林づくり	花粉の少ない森林造成支援	再造林	ha	
			鳥獣被害防止施設	m	
		混交林誘導支援	混交林誘導伐	ha	
			補完植栽	ha(本)	
里山林等の維 持・再生事業	里山林等の機能の維 持・再生	森林病虫害等に対する防除 対策	薬剤防除(散布, 樹幹注入, 灌注等)	ha(本)	
			被害木の剪定・除去等	本(m <sup>3</sup> )	
		枯損木等の伐採・整理・除 去	伐採・整理・除去	m <sup>3</sup> (ha)	
			植栽	ha(本)	
			下刈	ha	
		里山林等の協働活動 による整備	協働活動	伐採	回
				伐採木の活用	回
	下草刈り・つる切り等			回	
	歩道開設・補修			回	
	研修会の開催			回	
	里山林の点検			回	
	その他	回			
	更新伐	高齡木等の択伐, 伐倒木の整理	m <sup>3</sup>		

別表8（第10条関係）

事業区分	事項	事業種目	工種	単位
育ててつなぐ 森林づくり推進 事業	育ててつなぐ再造林 推進	再造林等促進	再造林	ha
			鳥獣被害防止施設	m
		保育阻害要因対策	下刈	ha
		意欲ある森林所有者の再造林等	再造林	ha
			下刈	ha
			鳥獣被害防止施設	m
多様なニーズに応える森林づくり推進事業	多様なニーズに応える森林づくり	花粉の少ない森林造成支援	再造林	ha
			鳥獣被害防止施設	m

## 別記

### 第1（第4条関係）

#### 補助金交付の条件

（育ててつなぐ森林づくり推進事業，多様なニーズに応える森林づくり推進事業，里山林等の維持・再生事業関係）

- 1 補助事業者は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は，別表7に定める事業区分のうち「育ててつなぐ森林づくり推進事業」及び「多様なニーズに応える森林づくり推進事業」並びに「里山林等の維持・再生事業」の実施箇所について，事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に，当該事業施行地の森林以外の用途への転用（当該事業施行地について所有権を移転し，又は賃借権，地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定させた後，当該事業施行地についてなされる森林以外への用途への転用を含む。）又は当該事業施行地上の立木竹の全面伐採除去（以下「転用等」という。）その他補助目的を達成することが困難となる行為を行う場合は，当該事業施行地のうち当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は，別表7に定める事業種目のうち「作業路網整備」について，事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に，当該事業で整備した作業路の全部又は一部の転用若しくは用途の変更を行う場合は，当該事業施行地のうち当該転用又は用途の変更に係る作業路等につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- 4 補助事業者は，別表7に定める事業種目のうち「作業路網整備」について，事業完了年度を含む3年以内に，当該事業で整備した作業路の利用区域において，補助目的達成が困難（補助目的である間伐等の森林施業の規模が補助対象となる事業規模を満たさない又は満たすことができないこと。）な場合は，当該事業で整備した作業路につき交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。
- 5 補助事業者は，実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって，各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち，消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり，かつ，その総額が明らかな場合には，これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 6 補助事業者は，実績報告の提出後に，消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には，別紙様式によりその金額（実績報告において上記5により減額した事業主体については，その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに，知事の

返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。

- 7 上記2から6に掲げる補助金の返還がある場合は、あらかじめ知事にその旨届出を行い、知事の承認を受けなければならない。

ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の全部又は一部の金額の減免について協議（以下「減免協議」）することができるものとする。

- 8 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

- 9 補助事業者たる市町村が県から交付された間接補助金を更に補助事業者である事業主体へ交付する場合には、1から8までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

- 10 補助事業者たる市町村は、補助金を交付した間接補助事業者である事業主体から、転用等及び補助目的達成が困難の事案（以下「事案等」という。）について、届出を受理した場合、速やかに知事へ報告しなければならない。

また、減免協議の承認の申請を受理し、承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 11 補助事業者たる市町村は、補助金を交付した間接補助事業者である事業主体から、事案等発生に伴い、当該事案等に係る補助金の全部又は一部の金額について納付があった場合、当該納付額のうち県補助金に相当する額を県に納付しなければならない。

- 12 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかななければならない。

## 第2（第4条関係）

補助金交付の条件（森林の体験活動の支援事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

第3（第4条関係）

補助金の交付の条件（木とふれあう環境づくり推進事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業により整備した施設や製品及び開発に要した試作品等（以下「財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、財産等を次の表に掲げる期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

財産の種類	期 間	補 助 金 返 還 の 範 囲
木とふれあう環境づくり推進事業により整備した施設や製品及び開発に要した試作品等	補助金交付の翌年度から起算して5年間	1 施設や製品及び開発に要した試作品等について、その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったときは補助金の全部  2 施設や製品及び開発に要した試作品等について、その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったときは補助金の一部

- 4 処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。  
ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 5 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金交付申請（鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定による申請のうち、当該要綱第3条第1項で定める別記第1号様式による申請をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

らない。

7 補助事業者は、補助金交付申請の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式によりその金額（補助金交付申請において上記6により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。

8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

別紙様式

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年度みんなの森  
づくり県民税関係事業補助金について、同通知の交付条件第 号に基づき下記のとおり  
報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額      | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定額)            |   |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2)                    | 金 | 円 |

(注)

- この報告は、交付決定ごとに作成するものとする。
- 市町村の間接補助事業に係る補助金の場合は、事業実施主体から提出された仕入れに係る消費税等相当額報告書の写しを添付すること。(その場合、知事名は市町村名に読み替えることとする。)

別記

第1号様式（第3条関係）

その1（事業区分：育ててつなぐ<sup>もり</sup>森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ<sup>もり</sup>再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）），事業区分：多様なニーズに応える<sup>もり</sup>森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える<sup>もり</sup>森林づくり（事業種目：花粉の少ない森林造成支援））を除く）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（注1）を実施したいので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 注1の（ ）は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし，木とふれあう環境づくり推進事業，育ててつなぐ<sup>もり</sup>森林づくり推進事業又は里山林等の維持・再生事業を実施する場合には，同項で定める事業種目も記載する。

第1号様式（第3条関係）

その2（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）），事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（事業種目：花粉の少ない森林造成支援）））

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（注1）を実施したので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績書（第2-2号様式）
  - (2) 収支精算書（第3-2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 意欲ある森林所有者の再造林等は森林所有者が直接申請する場合

※ 注1の（ ）は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

第1号様式（第3条関係）

その3（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）），事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（事業種目：花粉の少ない森林造成支援）））

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書（委任分）

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（注1）を実施したので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，委任状及び関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績書（第2-2号様式）
  - (2) 収支精算書（第3-2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 注1の（ ）は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

第2-1号様式（第3条，第6条，第8条，第8条関係）

その1（事業区分：森林とのふれあい推進事業）

### 事業（変更）計画（実績）書

1 森林・林業学習活動

活動名（イベント名）	事業計画（実績）					
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	事業内容

2 森林・林業体験活動

活動名（イベント名）	事業計画（実績）					
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	事業内容

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条,第8条関係) 推進事業 事項:木造施設等の整備) 事業 (変更) 計画 (実績) 書  
 その2-1 (事業区分:木とふれあう環境づくり)

1 整備の目的

2 施設等の内容

整備箇所	施設や製品の種類	構造規格又は規格	事業量	単価	補助事業に要する経費(事業費)	経費内訳			工期		整備の方法
						県補助金	市町村補助金	その他	着手(予定)年月日	完成又は設置(予定)年月日	
			県産材使用量 m <sup>3</sup>	円	円	円	円	円			
計											

(注) 1 事業量,単価については,種類(製品,資材,施設)別に記載すること。  
 2 「整備の方法」欄は,請負・委託・直営の別について記載する。  
 3 補助事業に要する経費と県産材費の確認のため,採択された事業計画書の写しを添付すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条,第8条関係)  
 その2-2(事業区分:木とふれあう環境づくり推進事業 事項:木製品の開発及び普及)  
**事業(変更)計画(実績)書**

- 1 開発等の目的
- 2 得られる(得られた)成果
- 3 成果の普及の取組

4 開発等の内容

開発の実施場所	開発する(した)製品等の種類	規格又は規模	取組の内容	単価	補助事業に要する経費(事業費)	経費内訳			事業実施期間	
						県補助金	市町村補助金	その他	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日
				円	円	円	円	円		
計										

(注) 1 「得られる(得られた)成果」欄は,どのような成果(試作品や技術の性能,試験結果等の特徴)なのか,具体的に記載すること。  
 2 「取組の内容」欄は,製品等の試作・技術等の普及の普及の別を記載すること。  
 3 補助事業に要する経費の確認のため,採択された事業計画書の写しを添付すること。

第2-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

その3-1（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業 事項：育ててつなぐ再造林推進 事業種目：推進体制の強化）

事業（変更）計画（実績）書

事業実施 主体名	取組内容	対象者等	実施 (予定) 時期	事業量 ①	単 位	単 価 ②	補助事業に 要する経費 (事業費) ①×②	経 費 内 訳	
								県補助金	そ の 他
	会議等の開催					円	円	円	円
	普及啓発活動								
	その他 ( )								
計									

(注) 1 「対象者」の欄は，森林組合，林業事業体，各行政機関などの区分を記載すること。

第2-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

その3-2 （事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ間伐推進），事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（事業種別：混交林誘導支援）））

事業（変更）計画（実績）書

市町村	事項	事業種目	事業実施主体名	施行箇所名	工種	構造規格又は規模	事業量①	単価②	補助事業に要する経費（事業費）①×②	経費内訳			工期			
										県補助金	市町負担金	その他	着手（予定）年月日	完成（予定）年月日		
								円	円							
		小計														
		小計														
		小計														
		計														

- (注) 1 「事項」，「事業種目」及び「工種」の欄は，別表7による。ただし，育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ間伐推進）については，事業種目ごとに箇所を整理し，記載すること。  
 2 「施行箇所名」欄には，育ててつなぐ森林づくり推進事業のうち作業路網整備については路線名を，その他については施行箇所（大字・字・地番又は林小班）を記載すること。  
 3 「構造規格又は規模」欄には，育ててつなぐ森林づくり推進事業のうち作業路網整備（開設）については幅員を，作業路網整備（改良）については作業内容（拡幅等）を記載すること。  
 4 事業種目ごとに，「小計」，「計」をとること。なお，事業種目及び市町村の記載内容が1行の場合には，これらの計を省略することができる。

第2-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

その3-3（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業 事項：育ててつなぐ再造林推進 事業種目：推進体制の強化（一貫作業システム））

事業（変更）計画（実績）書

事業主体名

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業に要 する経費 (事業費) ① × ②	経費内訳	
							県補助金	その他
					円	円	円	
計								

(注) 1 「伐採事業者，植栽事業者」の欄については，事業体名を記載すること。

第2-1-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
 その4-1(事業区分:里山林等の維持・再生事業(事項:里山林等の協働活動による整備 事業種目:協働活動を除く))

事業(変更)計画(実績)書

市町村	事項	事業種目	事業実施主体名	施行箇所名	工種	構造規格又は規模	事業量	単位	補助事業に要する経費	経費内訳			工期		
										県補助金	市町村負担金	その他	着手(予定)年月日	完成(予定)年月日	
									円	円	円				
		小計													
		小計													
		小計													
		計													

(注) 1 「事項」、「事業種目」及び「工種」の欄は、別表7による。  
 2 「施行箇所」欄には、施行箇所(大字・字・地番又は林小班)を記載すること。  
 3 事業種目ごとに、「小計」、「計」をとること。なお、事業種目及び市町村の記載内容が1行の場合には、これらの計を省略することができる。  
 4 補助事業に要する経費の確認のため、「(変更)設計書又は契約書の写しを添付すること。」

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
その4-2 (事業区分:里山林等の維持・再生事業)

事項:里山林等の協働活動による整備 事業種目:協働活動)

事業(変更)計画(実績)書

事業項目	活動場所	取組内容	実施(予定)時期	参加(予定)人数	補助事業に要する経費(事業費)
伐採				人	円
伐採木の活用					
下草刈り・つる切り等					
歩道開設・補修					
研修会の開催					
里山林の点検					
その他 ( )					
その他 ( )					
計					

(注) 1 「活動場所」欄には,市町村・大字・字・地番等を記載すること。

第2-2号様式（第3条，第10条関係）

その1 （事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等））

事業実績書

市町村	事項	事業種目	工種	事業実施主体名	施行箇所名	事業量				単価 ②	補助事業に要する経費（事業費） ①×②	県補助金	工期		備考				
						再造林	面積 ① (a)	樹種	植栽本数 (b)				1 ha 当り植栽本数 ( b/a )	下刈		鳥獣被害防止施設 延長 ①	面積 ①	着手 年月日	完成 年月日
						ha	本	本/ha	ha	m	円	円							
計																			

(注) 1 事業種目，工種ごとに整理して記載し，「小計」，「計」をとること。  
 2 「施行箇所名」欄には，代表的な施行箇所を記載すること(例：鴨池新町10ほか)。  
 3 「事業種目」，「工種」の欄は，別表8による。

第2-2号様式（第3条，第10条関係）

その2 （事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（花粉の少ない森林造成支援）））

事業実績書

市町村	事業種目	工種	事業実施主体名	施行箇所名	事業量					単価 ②	補助事業に要する総費 (事業費) ①×②	県補助金	工期		備考	
					面積 ① (a)	樹種	精英樹	植栽本数 (b)	1ha当り 植栽本数 (b/a)				鳥獣被害 防止施設 延長 ①	着手 年月日		完成 年月日
					ha		本	本/ha	m	円	円					
計																

(注) 1 事業種目，工種ごとに整理して記載し，「小計」，「計」をとること。

2 「事業種目」，「工種」の欄は，別表8による。

3 「施行箇所名」の欄には，代表的な施行箇所を記載すること（例：鴨池新町10ほか）。

4 精英樹名は，苗木伝票等で確認し，「始良〇号」等を記載

第3-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）），事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（事業種目：花粉の少ない森林造成支援））を除く）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出

区 分	費 目	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
		円	円	円	
計					

（注）1 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書きとする。

2 「2 支出」の区分欄には，森林とのふれあい推進事業の場合は「学習活動」・「体験活動」の別を，木とふれあう環境づくり推進事業，育ててつなぐ森林づくり推進事業及び多様なニーズに応える森林づくり推進事業並びに里山林等の維持・再生事業の場合は別表7に掲げる工種を記載すること。

3 費目の欄には，第2条において補助対象経費となる費目として定められている場合はその費目を記載すること。

第3-2号様式（第3条，第10条関係）

（事業区分：育ててつなぐ森林づくり推進事業（事項：育ててつなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）），事業区分：多様なニーズに応える森林づくり推進事業（事項：多様なニーズに応える森林づくり（事業種目：花粉の少ない森林造成支援）））

収支精算書

1 収入

区 分	精算額	備 考
計	円	

2 支出

区 分	費 目	精算額	備 考
計		円	

（注）1 「2支出」の区分欄には，別表8に掲げる事業種目及び工種を記載すること。

第4号様式（第5条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記  
のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第1，別記第2又は別記第3のとおりとする。

第5号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度  
みんなの森づくり県民税関係事業（注1）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助  
金等交付規則第7条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第6条  
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
  - (1) 事業変更計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

（注）(1)，(2)については、変更部分を2段書にし、変更前を括弧書で上段に記載す  
ること。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第  
1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業，育ててつなぐ森林づくり推進事業，多様  
なニーズに応える森林づくり推進事業，里山林等の維持・再生事業を実施する場合には，  
同項で定める事業種目も記載する。

第6号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、育ててつなぐ森林づくり推進事業、多様なニーズに応える森林づくり推進事業、里山林等の維持・再生事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第7号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定によ  
り承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件  
別記第1，別記第2又は別記第3のとおりとする。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業，育ててつなぐ森林づくり推進事業，多様なニーズに応える森林づくり推進事業，里山林等の維持・再生事業を実施する場合には，同項で定める事業種目も記載する。

第 8 号様式（第 8 条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づきみんなの森づくり県民税関係事業（注 1）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

※ 注 1 の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、育ててつなぐ森林づくり推進事業、多様なニーズに応える森林づくり推進事業、里山林等の維持・再生事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第9号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

第 10 号様式（第 10 条関係）

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 4 条の規定により次のと  
おり交付することに決定し、同規則第 14 条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確  
定しました。

記

- 1 事業名等
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円
- 4 交付の条件 別記第 1 のとおりとする。

第 11 号様式（第 11 条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年  
度みんなの森づくり県民税関係事業補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規  
則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

預金口座番号

（金融機関名） 本支店 当座

（フリガナ）

預金口座名義人 普通 号

第 12 号様式（第 11 条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあったみんなの森づくり県民税関係事業補助金を、鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由